

津軽洋上風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和8年4月

つがるオフショアエナジー合同会社

目 次

| | |
|---|---|
| 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧..... | 1 |
| 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧..... | 1 |
| (1) 公告の日 | 1 |
| (2) 公告の方法 | 1 |
| (3) 縦覧場所..... | 1 |
| (4) 縦覧期間..... | 2 |
| (5) 縦覧者数..... | 2 |
| 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催..... | 3 |
| (1) 公告の日及び公告方法..... | 3 |
| (2) 開催日時、開催場所及び来場者数..... | 3 |
| 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握..... | 4 |
| (1) 意見書の提出期間 | 4 |
| (2) 意見書の提出方法 | 4 |
| (3) 意見書の提出状況 | 4 |
| 第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とそれらに対する事業者の見解..... | 5 |

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して約1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和8年2月10日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和8年2月10日（火）付の下記の日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・東奥日報
- ・陸奥新報

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

下記の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報つがる 令和8年2月号 No. 290（別紙2-1参照）
- ・広報あじがさわ 令和8年2月号 No. 657（別紙2-2参照）
- ・広報ふかうら（お知らせ版） 令和8年2月13日発行 No. 501（別紙2-3参照）

③ インターネットによるお知らせ

下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・青森県 ホームページ（別紙3-1参照）
- ・つがる市 ホームページ（別紙3-2参照）
- ・つがるオフショアエナジー合同会社 ホームページ（別紙3-3参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計5か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・つがる市役所 総務部エネルギー政策課（青森県つがる市木造若緑 61-1）
- ・つがる市北消防署（青森県つがる市豊富町屏風山 1-372）
- ・鱒ヶ沢町役場 企画観光課（青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321）
- ・深浦町役場 総合戦略課（青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84-2）
- ・深浦町役場 大戸瀬支所（青森県西津軽郡深浦町大字関字柝沢 99-1）

② インターネットの利用による縦覧

- ・ つがるオフショアエナジー合同会社 ホームページ (別紙 3-3 参照)

<https://tsugaru-oe.co.jp/>

(4) 縦覧期間

令和8年2月10日(火)から令和8年3月12日(木)までとした。

縦覧時間は土日祝日を除く開庁時、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(意見書箱への投函者数)は0名であった。

| | |
|-------------------------|----|
| (内訳) つがる市役所 総務部エネルギー政策課 | 0名 |
| つがる市北消防署 | 0名 |
| 鱒ヶ沢町役場 企画観光課 | 0名 |
| 深浦町役場 総合戦略課 | 0名 |
| 深浦町役場 大戸瀬支所 | 0名 |

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1～3 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 令和 8 年 2 月 24 日 (火) 18:00～20:00

- ・開催場所：出来島コミュニティ消防センター（つがる市木造出来島雉子森 25）
- ・来場者数：4 名

② 令和 8 年 2 月 25 日 (水) 18:00～20:00

- ・開催場所：牛潟公民館（つがる市牛潟町鷺野沢 29-789）
- ・来場者数：8 名

③ 令和 8 年 2 月 26 日 (木) 18:00～20:00

- ・開催場所：鱒ヶ沢町中央公民館（鱒ヶ沢町大字本町 209-2）
- ・来場者数：6 名

④ 令和 8 年 2 月 27 日 (金) 18:00～20:00

- ・開催場所：深浦町役場農村環境改善センター（深浦町北金ヶ沢塩見形 406-1）
- ・来場者数：4 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。(別紙 4 参照)

(1) 意見書の提出期間

令和 8 年 2 月 10 日 (火) から令和 8 年 3 月 26 日 (木) までの間
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所及び説明会会場に設置した意見書箱への投函
- ・当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 2 通、意見の件数は 5 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とそれらに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づく環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|--|
| 1 | ①87～92page 水禽類の渡りの経路上にあります。オジロワシ、オオワシ、チュウヒの分布も観測されています。イヌワシ、クマタカ等の貴重な猛禽類も生育しています。渡りをする種はこの地域を通過し日本の各地に飛来し自然環境の保全に役立ち、環境保全の目安になっています。この地域に風車の羽 直径 236m*41=9676m の距離を先端部で10回転/分*60分*236m*3.14=444,624m/時、約時速444kmの速さで回転する羽をたてます。これに直撃することになります。生きて通り抜けるのは奇跡的です。またその残骸は海上なので一目立ちませんが、羽は分解しにくく、海洋汚染となります。実効性のある具体的な対策を講じてください。 | 本事業による鳥類に対する環境保全措置として、航空障害灯は鳥類を誘引しにくいとされる閃光灯を用いることといたしました。また、海域を飛翔する鳥類に対するブレード・タワー等への接近・接触の予測には不確実性を伴うことから稼働後の事後調査を実施し、衝突の実態を把握していく方針です。事後調査では、風力発電設備にカメラを設置し、鳥類やコウモリ類のブレードへの接近・接触の状況を確認してまいります。 |
| 2 | ②7page 既存の藻場の調査結果だけです。水深10～30mの水産資源として大切な藻類の地域に建てることとなります。54page～、63page 既存のデータだけで海底の調査が全くありませんが将来の現況復帰として、海底の調査が必要ですし海岸部の海中への影響を前後比較できませんので必ずデータを取得してください。 | 既存資料で藻場が確認されている範囲を含む事業地周囲において、水深ごとに海底に生育する海藻・藻類の現地調査を実施いたしました。調査地点を準備書 p.1522、調査結果を p.1524 にお示しいたしました。 |
| 3 | ③風水害時や火災時にオイル漏れや部品の飛散事故が多発しています。現地で観測し素早く対応できる体制で環境保全に務めていただきたいと思います。 | 風水害時や火災時を含む非常時における環境保全および設備の安全確保は重要であると認識しております。事業の実施においては、適切な維持管理・点検を行うとともに、関係法令等を踏まえ、異常時には状況把握し関係機関との連携のもと、適切に対応してまいります。 |

表2-1(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|---|
| 4 | 風車後流による生態系の攪乱の恐れ、景観悪化による住環境破壊の恐れがあることから、本事業計画の撤回を求めます。 ■風車後流(wake) 風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています1)。また、風車後流のコンピュータシミュレーションはYouTubeで wind turbine wake で検索すれば見ることができます。 風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に10D、横方向に3Dが望ましいとされています(D:ローター直径)[例えば2)]。それでは、人間や動物に対する影響はどうなのでしょう。乱流が発生するという事は、風車後方では複雑な気圧の変化が存 | ご指摘のとおり、風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であると認識しております。 本事業による鳥類に対する影響は、ブレード・タワー等への接近・接触の状況について、稼働後の事後調査を実施し、衝突の実態を把握していく方針です。ご指摘をいただいた「表10.3-1(5)海鳥の生息状況調査」とは別に、本事業では、表10.3-1(2)にお示しいたしたとおり、風力発電設備にカメラを設置し、鳥類のブレードへの接近・接触の状況を確認してまいります。調査期間は、稼働後1年間としておりますが、継続の要否について事後調査結果及び専門家等からの意見を踏まえて検討することとしております。また、表10.3-1(4)に記載のとおり、渡り鳥の移動経路に関する調査も行う方針です。 事業による生息環境の変化に伴う注目すべき生息地への影響については、対象事業実施区域は海域であり、陸域に位置する鳥獣保護区、IBA及びKBA指定エリアへの直接改変は行わないことから |

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|--|
| | <p>在するはずで、この方面の研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径(D)は236mです[準備書(p.22)表2.3-9]。従って風車から2.5kmの範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。特に、風車後流による気流の乱れは、鳥類の飛翔に直接的な影響を与え、ひいては営巣地の放棄につながる可能性が高いと考えます。</p> <p>対象事業実施区域は平滝沼鳥獣保護区、屏風山鳥獣保護区と近接しています。風車列から七里長浜までの距離は1.1km程度、平滝沼、ベンセ沼、大滝沼は最も近い風車から2.5kmの範囲に含まれます。本事業は、ベンセ湿原を餌場とする野鳥の生態に大きな影響を与えると考えます。また、ベンセ湿原は環境省により「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定されており、より大きな自然環境のまとまりの一部となっています[準備書(p.181)図3.1-51(2)]。この自然環境のまとまりの場は地域の生態系ネットワークの重要な構成要素です。生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、なおかつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している必要があります。</p> <p>風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系ネットワークを分断し、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。</p> <p>尚、本事業を実施する場合は、鳥類の営巣に関して供用期間を通して事後調査を実施し、事前評価の結果を必ず検証し、結果を公表してください。準備書(p.1683)の表10.3-1(5)によれば、事後調査の調査対象が海鳥だけに限られており不十分です。陸鳥も調査対象に含めてください。また、調査期間が稼働後1年間に限られており、やはり不十分です。稼働期間を通して調査してください。</p> <p>1) "Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case", Charlotte Bay Hasager, Lelf Rasmussen, Alfredo Peña, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Réthoré, https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case</p> <p>2) 「港湾における風力発電について-港湾の管理運営との共生のためのマニュアル-ver.1」平成24年6月 国土交通省港湾局 環境省地球環境局 https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf</p> | <p>重大な影響はないと予測いたしました。一方、対象事業実施区域が位置する沿岸域には、「マリーンIBA(海鳥の重要生息地)」(日本野鳥の会HP、閲覧:令和7年10月)による「三陸沖・松前小島」サイトが存在し、対象事業実施区域が当該エリア一部に重なることを確認しておりますが、本事業に関連する地域は「松前小島」です。この繁殖地から当該海域までは距離があり、頻繁に採餌や移動経路として利用される場所ではないことから、本事業による影響はほとんどないものと考えております。</p> |
| 5 | <p>■身の回りの景観</p> <p>つがる市、鯨ヶ沢町の日本海沿岸に住む方々にとって、日本海の大海原と邪魔するものがない水平線は、何物にも代え難い景観資源ではないでしょうか。真っ直ぐな水平線に沈む夕日を今後は見られなくなる、こんな大きな損失は、穴埋めのしようがないのではありませんか。</p> <p>欧米に倣って離岸距離を22.2km以上取るべきです3)。</p> <p>同論文から引用します。「日本国内の一般海域の洋上風車の事業では、水深、風況、区画・定置漁業権区域、底引き網禁止ラインの陸側、漁礁・藻場、自然公園周囲、船舶航行分布域の条件の下で、政府が「促進区域」を定める。しかし、<u>景観と生態系は条件に入っていない</u>」。アンダーラインは私が引きました。</p> <p>3) 「洋上風力発電施設の景観に関わる「海洋計画」と離岸</p> | <p>景観についても、引き続き、つがる市及び鯨ヶ沢町の日本海沿岸に住む方々にご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。</p> |

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|---|--------|
| | 距離に関する国際比較-洋上景観保護のための風車ゾーニングと最小離岸距離に関する調査-」宮脇勝、公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文集 Vol. 57 No. 3, 2022 年 10 月 | |

①日刊新聞紙における公告

令和8年2月10日(火)

東奥日報、陸奥新報

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧し、住民説明会を開催致します。

一、事業者の名称 つがるオフショアエナジー合同会社
代表者の氏名 代表社員 株式会社JERA
職務執行者 由井原篤

二、対象事業の所在地 青森県つがる市木造有楽町四十五番の一
津軽洋上風力発電事業
種類 風力発電所設置事業(洋上)
規模 発電設備出力六十一・五万キロワット

三、対象事業実施区域 青森県つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町の沿岸及び沖合

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 青森県つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町

五、縦覧の場所・時間 つがる市役所 総務部エネルギー政策課及びつがる市北消防署、鰺ヶ沢町役場 企画観光課、深浦町役場 総合戦略課、大戸瀬支所※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧 <https://tsugaru.oe.co.jp>

期 間 令和八年二月十日(火)から令和八年三月十二日(木)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、令和八年三月二十六日(木)までに、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投函くださるか、左記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

一、場所 出来島コミュニティ消防センター
(つがる市木造出来島雉子森二五)
日時 令和八年二月二十四日(火)午後六時から午後八時

二、場所 牛瀉公民館(つがる市牛瀉町鷺野沢二九の七八九)
日時 令和八年二月二十五日(水)午後六時から午後八時

三、場所 鰺ヶ沢町中央公民館(鰺ヶ沢町大字本町二〇九の二)
日時 令和八年二月二十六日(木)午後六時から午後八時

四、場所 深浦町役場農村環境改善センター
(深浦町北金ヶ沢塩見形四〇六の一)
日時 令和八年二月二十七日(金)午後六時から午後八時

八、問い合わせ先 つがるオフショアエナジー合同会社
〒〇三八-三三三五 青森県つがる市木造有楽町四十五の一
電話 〇一七三-二六七三二五 ※土・日・祝日を除く九時〜十七時半

②地方公共団体の広報誌によるお知らせ

広報つがる 令和8年2月号 No. 290

津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧

環境影響評価法に基づき、「津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧し、住民説明会を開催します。

▼事業者の名称・代表者氏名および事業所の住所

つがるオフショアエネルギー合同会社 代表社員 株式会社JERA職務執行者 由井原 篤(木造有楽町45-1)

▼事業の名称、種類および規模

津軽洋上風力発電事業、風力発電所設置事業(洋上)、発電設備出力61万5,000kW

▼事業実施区域：つがる市、西津軽郡鰯ヶ沢町の沿岸および沖合

▼環境影響を受ける範囲であると認められる地域：つがる市、西津軽郡鰯ヶ沢町、深浦町

▼縦覧および意見書について

①縦覧の場所：つがる市役所総務部エネルギー政策課およびつがる市北消防署

②縦覧期間：3月12日(木)まで ※電子縦覧(<https://tsugaru-oe.co.jp>)でもご覧いただけます。

③意見書の提出：環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、3月26日(木)までに、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、下記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

▼説明会開催日時および場所

- ・2月24日(火)18時～20時 出来島コミュニティ消防センター(木造出来島雉子森25)
- ・2月25日(水)18時～20時 牛瀧公民館(牛瀧町鷺野沢29-789)

【問い合わせ先】

つがるオフショアエネルギー合同会社 〒038-3135 木造有楽町45-1 電話26-7315
市役所エネルギー政策課 電話42-2111(内線357)

津軽洋上風力発電事業環境影響評価準備書の縦覧と住民説明会を行います

事業者の名称▶つがるオフショアエナジー合同会社
代表者の氏名▶代表社員 株式会社JERA職務執行者 由井原 篤
事業所の所在地▶青森県つがる市木造有楽町45-1
対象事業の名称▶津軽洋上風力発電事業
種類▶風力発電設置事業（洋上） **規模**▶発電設備出力 615,000キロワット
対象事業実施区域▶青森県つがる市、西津軽郡鱈ヶ沢町の沿岸及び沖合
環境影響を受ける範囲であると認められる地域▶つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町
縦覧の場所▶鱈ヶ沢町役場企画観光課
 ※電子縦覧 <https://tsugaru-oe.co.jp>
期間▶令和8年2月10日（火）から令和8年3月12日（木）まで
意見書の提出▶環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、令和8年3月26日（木）までに、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、下記の問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

【住民説明会】

日時▶令和8年2月26日（木）18：00～20：00
場所▶鱈ヶ沢町中央公民館（鱈ヶ沢町大字本町209-2）
問つがるオフショアエナジー合同会社[☎0173-26-7315]
 [〒038-3135 青森県つがる市木造有楽町45-1]

**津軽洋上風力発電事業
住民説明会について**

「津軽洋上風力発電事業環境
影響評価準備書」を縦覧し、住民
説明会を開催します。

◆事業者について

○事業者 つがるオフショアエ
ナジー合同会社

○代表者 代表社員 株式会社
JERA 職務執行者 由井原 篤

○所在地

つがる市木造有楽町 45-1

◆対象事業について

○名称 津軽洋上風力発電事業

○種類 風力発電所設置事業

(洋上)

○規模 発電設備出力

61万5千キロワット

◆対象事業実施区域

つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町の

沿岸及び沖合

◆環境影響を受ける範囲である
と認められる地域

つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町、

深浦町

◆縦覧について

○縦覧の場所

深浦町総合戦略課、大戸瀬支所

○電子縦覧

<https://tsugaru-oe.co.jp>

○期間 3月12日(木)まで

◆意見書の提出

環境影響評価準備書について、

環境の保全の見地からのご意見を

お持ちの方は、書面に住所・氏名・

意見（意見の理由を含む）をご記

入のうえ、令和8年3月26日(木)

までに、縦覧場所に備え付けの意

見書箱に投函するか、左記の問い

合わせ先へ郵送ください。(当日消

印有効)

◆住民説明会(予定)

○場所 深浦町農村環境改善セン

ター(深浦町北金ヶ沢塩見形40

6-1)

○日時 2月27日(金)

18時から20時

□問合せ先

つがるオフショアエナジー合同

会社

TEL 0173-26-7315

FAX 038-3135

つがる市木造有楽町 45-1

③インターネットによる「お知らせ」

青森県 ホームページ



現在の位置：ホーム>組織ですが>環境エネルギー部>自然保護課>津軽洋上風力発電事業（環境影響評価手続状況）
関連分野：環境・エコ

更新日付：2026年2月25日 自然保護課

津軽洋上風力発電事業（環境影響評価手続状況）

| | |
|----------|---|
| 事業名 | 津軽洋上風力発電事業 (方法書まで(仮称)つがる洋上風力発電事業) |
| 事業者 | つがるオフショアエナジー合同会社 (株式会社グリーンパワーインベストメントから事業引継ぎ) |
| 事業の種類 | 風力発電所(洋上)の設置 |
| 事業の規模 | 出力：最大615,000kW |
| 事業実施区域 | 青森県つがる市、西津軽郡勢ヶ沢町の沿岸及び沖合 |
| 関係地域 | 青森県つがる市、西津軽郡勢ヶ沢町 |
| 配慮書 | 公告：平成30年2月1日 縦覧：平成30年2月1日～3月5日 審査会意見：平成30年5月28日(内容はこちらです) 知事意見：平成30年6月12日(内容はこちらです) |
| 方法書 | 公告：平成30年8月10日 縦覧：平成30年8月10日～9月17日 説明会の開催：平成30年8月29日～9月1日 深浦町役場農村環境改善センター(深浦町) 出来島コミュニティ消防センター(つがる市) 牛淵公民館(つがる市) 勢ヶ沢町中央公民館(勢ヶ沢町) 住民意見の概要：平成30年10月29日(内容はこちらです) 審査会意見：平成30年11月12日(内容はこちらです) 知事意見：平成31年1月17日(内容はこちらです) |
| 方法書(2回目) | 事業内容の変更があったため、再度方法書手続が行われるものです。 公告：令和6年12月27日 縦覧：令和6年12月27日～令和7年2月7日 (縦覧場所) ・つがる市役所 本庁舎地域創生課及び電力出張所 ・勢ヶ沢町役場 企画総務課 ・深浦町役場 総合戦略課、大戸瀬支所 (電子縦覧) <input type="checkbox"/> 事業者のホームページはこちらです 説明会の開催： ・令和7年1月20日 出来島コミュニティ消防センター ・令和7年1月21日 牛淵公民館 ・令和7年1月22日 勢ヶ沢町中央公民館 ・令和7年1月23日 深浦町役場農村環境改善センター 住民意見の概要：令和7年3月21日(内容はこちらです) 審査会意見：令和7年5月28日(内容はこちらです) 知事意見：令和7年6月18日(内容はこちらです) |
| 準備書 | 公告：令和8年2月10日 縦覧：令和8年2月10日～令和8年3月12日 (縦覧場所) ・つがる市役所 総務部エネルギー政策課、つがる市北消防署 ・勢ヶ沢町役場 企画総務課 ・深浦町役場 総合戦略課、大戸瀬支所 (電子縦覧) <input type="checkbox"/> 事業者のホームページはこちらです 説明会の開催： ・令和8年2月24日 出来島コミュニティ消防センター ・令和8年2月25日 牛淵公民館 ・令和8年2月26日 勢ヶ沢町中央公民館 ・令和8年2月27日 深浦町役場農村環境改善センター |
| 評価書 | |
| 事後調査等報告書 | |

関連ページ

この記事についてのお問い合わせ

環境エネルギー部 自然保護課 自然環境保全グループ
電話：017-734-9485 FAX：017-734-8072

- [お問い合わせ](#)
- [このページを印刷する](#)



青森県庁

郵便番号：030-8570
住所：青森県青森市長島一丁目1-1
電話：017-722-1111(大代表)
開庁時間：8時30分から17時15分
(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)
※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。



- このサイトについて
- サイトマップ
- 個人情報の取扱いについて
- 著作権・リンク等
- アクセシビリティ
- 画面表示の変更など
- Foreign Language
- よくある質問

AIチャットがお探しの情報をご案内します

© Aomori Prefectural Government





サイト内検索

Google 検索



現在のページ ホーム > 組織から探す > 総務部 > エネルギー政策課 > エネルギー政策係 > 「津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧および住民説明会

あしあと 「津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧および住民説明会 > 『(仮称) つがる南第2風力発電事業』住民説明会のお知らせ > 風力発電 (EIT法関係) > エネルギー政策係 > 「津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧および住民説明会 > 検査結果 > 「津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧および住民説明会 >

「津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧および住民説明会

更新日：2026年02月10日
ページID：10677

【事業者からのお知らせ】

「環境影響評価法」に基づき、「津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧し、住民説明会を開催いたします。

- 事業者の名称 つがるオプショアエナジー合同会社
代表者の氏名 代表社員 株式会社IERA職務執行者 由井原 篤
事務所の所在地 青森県つがる市木造有楽町45-1
- 対象事業の名称 津軽洋上風力発電事業
種類 風力発電所設置事業（洋上）
規模 発電設備出力 615,000キロワット
- 対象事業実施区域 青森県つがる市、西津軽郡鯉ヶ沢町の沿岸及び沖合
- 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
青森県つがる市、西津軽郡鯉ヶ沢町、深浦町
- 縦覧の場所・時間
場所 つがる市役所総務部エネルギー政策課及びつがる市北消防署
電子縦覧 <http://greenpower.co.jp>
期間 令和8年2月10日（火曜日）から令和8年3月12日（木曜日）まで
公表時間 平日（開庁時）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、令和8年3月26日（木曜日）までに、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、下記の問い合わせ先へご連絡ください（当日消印有効）。
- 住民説明会の開催を予定する場所・時間
場所 出来島コミュニティ消防センター（青森県つがる市木造出来島雄子森25）
日時 令和8年2月24日（火曜日）午後6時から午後8時

場所 牛淵公民館（青森県つがる市牛淵町警野沢29-789）
日時 令和8年2月25日（水曜日）午後6時から午後8時
- 問い合わせ先
つがるオプショアエナジー合同会社
郵便番号 038-3135 青森県つがる市木造有楽町45-1
電話 0173 (26) 7315

エネルギー政策係

- 風力発電 (EIT法関係)
- つがる市住宅用太陽光発電システム導入支援事業終了について
- 2050年「ゼロカーボンシティ」宣言
- 西つがる3市町再生可能エネルギー二連入計画
- 西つがる3市町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- 農林水産業の脱炭素化事業
- 青森県核燃料物質等取扱税交付金
- 原子力施設立地地振興対策事業助成金
- つがる市環境保全率先行動計画
- 「津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧および住民説明会
- 『(仮称) つがる南第2風力発電事業』住民説明会のお知らせ

この記事に関するお問い合わせ先

総務部エネルギー政策課
郵便番号：038-3192
住所：青森県つがる市木造若緑61番地1（市役所2階）
電話：0173-42-2111（代表） ファクス：0173-42-3069



つがる市役所

法人番号 9000020022098
所在地：〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61番地1
電話番号：0173-42-2111
ファクス：0173-42-3069
開庁時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

メールでのお問い合わせ >

庁舎・出張所案内 >

このサイトについて | サイトマップ

Copyright (c) 2024 Tsugaru city. All Rights Reserved.



[HOME](#)
[お知らせ](#)
[企業情報](#)
[事業概要](#)
[安全衛生環境方針](#)
[お問い合わせ](#)
[採用情報](#)

JP
EN

津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書の公表及び縦覧について

西2024/02/10 □ お知らせ

令和8年2月10日
つがるオフショアエナジー合同会社

当社は、環境影響評価法に基づき「津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」（以下、準備書）及びこれを要約した書類（以下、要約書）を公表し、環境保全の見地からのご意見を受付いたします。

■準備書の縦覧
【縦覧場所】
つがる市役所総務部エネルギー政策課（住所）〒038-3192 青森県つがる市木造若路61番地1
つがる市北消防署（住所）〒038-3142 青森県つがる市木造赤根1番地1
郷ヶ沢町役場企画観光課（住所）〒038-2792 青森県西津軽郡郷ヶ沢町大字郷ヶ沢字坊戸321
深浦町役場総合戦略課（住所）〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町大字深浦田代84-2
深浦町役場大戸瀬支所（住所）〒038-2503 青森県西津軽郡深浦町大字関物沢99-1
【縦覧期間】
令和8年2月10日（火）～3月12日（木）
縦覧時間は、土・日・祝祭日を除く開庁時間

■インターネットによる公表
●表紙・目次
●第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
●第2章 対象事業の目的及び内容
●第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
●第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
●第5章 配慮者に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
●第6章 方法書についての意見と事業者の見解
●第7章 方法書に対する経済産業大臣の助言
●第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
●第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
●第10章 環境影響評価の結果
10.1.1 大気環境
10.1.2 水環境
10.1.3 その他の環境
10.1.4 動物
10.1.5 植物
10.1.6 景観
10.1.7 人と自然との触れ合いの活動の場
10.1.8 廃棄物等
10.2 環境の保全のための措置
10.3 事後調査
10.4 環境影響の総合的な評価
●第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
●第12章 その他環境省令で定める事項
●資料編
●要約書

なお、本書は、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。また、本書に記載された情報（文章、資料、地図、画像等を含む。）に関する著作権は、法律によって保護されています。著作権法上認められた場合を除き、本書に記載された情報を利用（複写、複製、改変、配布、配信、他サイトへの転載を含む。）することは、法律によって禁止されています。

■意見書の提出について
【意見書提出方法】
準備書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書欄にご記入をいただくか、下記お問い合わせ先宛へ郵便にてお送りください。
意見書書式
【意見書の提出期限】
令和8年3月26日（木）※郵送の場合は、当日消印有効

■説明会の開催
令和8年2月24日（火）18時～20時
（場所）出来島コミュニティ消防センター
（住所）〒038-3288 青森県つがる市木造出来島種子森25
令和8年2月25日（水）18時～20時
（場所）つがる市牛浜公民館
（住所）〒038-3305 青森県つがる市牛浜町蟹野沢29-789
令和8年2月26日（木）18時～20時
（場所）郷ヶ沢町中央公民館
（住所）〒038-2753 青森県西津軽郡郷ヶ沢町本町209-2
令和8年2月27日（金）18時～20時
（場所）深浦町農村環境改善センター
（住所）〒038-2504 青森県西津軽郡深浦町北金ヶ沢塩見形406-1

■お問い合わせ先
つがるオフショアエナジー合同会社
〒038-3135 青森県つがる市木造有楽町45-1
0173 (26) 7315

カテゴリー / お知らせ

青のほめりあおもり国スガ（第80回 国民スガーツ大会）開催！

Home / News / お知らせ / 津軽洋上風力発電事業 環境影響評価準備書の公表及び縦覧について



お知らせ | 企業情報 | 事業概要 | 安全衛生環境方針 | お問い合わせ | プライバシーポリシー

© 2026 つがるオフショアエナジー合同会社

検索

Archive

- > 2026年2月
- > 2026年1月
- > 2025年12月
- > 2025年11月
- > 2025年10月
- > 2025年9月
- > 2025年7月

Category

- > お知らせ

[TOP](#)

ご関心のある企業様は
こちらから

